09人事院勧告の主な内容

- 1、官民較差 ▲863 円 (▲0.22%) 民間より公務員のほうが高い 行政職:現行給与 391,770 円、平均 41.5 歳
 - *マイナス原資の配分 俸給▲596円、住居手当▲209円、はね返り分▲58円
- 2、給料表の改定 月例給平均 ▲0.2%
 - ※初任給を中心に若年層(行政職 1~3 級の一部、モデルで 30 才未満)は マイナス改定は行わない
 - ※05人勧の「給与構造の見直し」に伴う「現給保障」の適用を受けている 者についても、▲0.24%の減額を行う
- 3、一時金カット 4.5 月 → 4.15 月 (▲0.35 月) 6 月期ですでに▲0.2 月

	6月期	12 月期
本年度 期末手当	1.25 月(支給済)	1.5 月(現行 1.6 月)
勤勉手当	0.7 月 (支給済)	0.7月(現行 0.75月)
22 年度 期末手当	1.25 月	1.5 月
勤勉手当	0.7 月	0.7 月

4、諸手当

- ① 住居手当:自宅にかかわる手当(2.500円)を廃止
- ② 超過勤務手当
 - ・労働基準法改正を踏まえ、月 60 時間を超える超過勤務についての支 給割合を 100 分の 125 → 100 分の 150 に
- 5、減額調整(遡及)
 - ・4 月に遡り、調整率 0.24%で計算し、12 月の期末手当で減額調整を行う
- ※官民較差は 0.22%ですが、引き下げ対象外の若年層分も全体でカバーするため、調整率が 0.24%になります。

〈その他の事項〉

- 1、育児・介護支援策の推進(民間の育児介護休業法改正を踏まえて) (1) 育児関係
 - ・配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等をすることができるよう、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児 休業をした場合には再び育児休業をすることができるよう措置することが適当として、法改正についての意見の申し出を行った
 - ・子の看護休暇の期間等の拡充について措置していく
 - ※民間の育児介護休業法では対象が小学校就学前(県は中学校就 学前)ではあるが、対象となる子どもが複数の場合は10日(県 は6日)となっています。

②介護関係

- ・介護のための短期の休暇の制度の導入
 - ※民間の育児介護休業法では対象が1人の場合5日、複数の場合は10日の介護休暇を新設

2、定年延長

- *年金受給年齢の段階的引き上げに合わせて、公務員の定年も段階的に 65 歳まで延長することが適当
- * 具体的な検討課題
- ①給与制度の見直し
 - → 60 歳以降の水準引き下げや 60 歳前の給与カーブの見直 しによる総給与費の増大の抑制
- ②組織活力を維持するための施策
 - → 役職定年制の導入等
- ③特例的な定年の取り扱い
 - → 加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取り扱い等
- 4) その他
 - → 短時間勤務制の導入、退職手当のあり方、定員上の扱い等
- ※平成25年度からの実施に向け、23年中に法制整備が必要

【具体的には】

09 年度中に 57 歳以上の人 → 定年 60 歳

56・55 歳の人 → 定年 61 歳

54・53 歳の人 → 定年 62 歳

52・51歳の人 → 定年63歳

50・49 歳の人 → 定年 64 歳

48 歳以下の人 → 定年 65 歳

報 速 NO. 12-(1)

通番 21 号

2009. 8. 17

全教職員.

12

覧し

てく

ださ

L1

- 況る

もと、勧告

固を一 をい対月二 固執し、本俸・バを口実に大企業が一日(火)に、国にお 符 現総選挙がの (約 5 でけて一 いに ょ う。雇は年〇 ボが対 ハーナがして ゚用い間○ Hの確保、大幅賃−いきません。 □で○・三五月の□○円)の引き下げ サスともに引き下げる極いりや賃下げを強行する状で国家公務員の給与に関す ŧ 大幅賃上げ の役割放 殿止 引げ き、 下ボ など労働者 極大る状で げー とナ て不 いス いうとんれば六月 当な

多要就能が急行動を 原码员会 県 住居手当 民 で期 勧人を の今もの本告事行人 生、なマ俸を院い事 活たいイは行はま院

て戦場ア

年う・

では、 一工月期で、さらに〇・一五月の付割について「給与その他の勤務条件の改善に関ー、○○○円の引き下げ。②一時金(ボーナス)については、民間と比較して、公務員の方が〇・三五月高いとして、六月期のマイナス〇・二月用ででは月額二、五○○円、和歌山県では月額三、六○○円の引き下げ。②一時金(ボーナス)については、民間と比較して、発員の方が〇・三五月高いとして、六月期のマイナス〇・二月に続いて、公務員の方が〇・三五月高いとして、六月期のマイナス〇・二月に続いて、一国家公務員ができません。この勧告では、若年層(行政職一級〜三級、標準モデルする勧告」(美行政の公正の確保及び職員の担話の保護」をすると明記され、する勧告」(人事行政の公正の確保及び職員の生活・労働条件に大きな影響を与えることは言うまでもありませんが、民間全大きく逸脱するもので、絶対にするも多くあり、その他の企業でも、「公務員が下がったから」という理由で「おりまな動告」を強引におしすすめている状況で、人事院は教職員の生活改善を願うです。(詳細は裏面参照)のマイナスした。 国家公務員法は、人事院の役割について「給与その他の勤務条件の改善に関するもので、さらに〇・一五月の引き下げ。③持ち家に対するもので、絶対による。 「公務員の大きな影響は基大です。 内(容国

では前 定年延長も打ち出 귱

い国でれ設子・ くの示るなど介 こ動さこども護

で 白本 0 政 治 ょ

の政治を根本から変えていきましょの政治を根本から変えていきす。日本のように大企業や大ています。日本のように大企業や大工のます。日本のように大企業や大工のます。日本のように大企業や大工をでいます。日本のように大企業や大工をでいます。日本のように大企業が、日本の政策を実行し、労働者・ 認大・ヨ し金良い、持ち 痛ちのッ みに所パ で対するは、やアメル 者優し、リカ ・国民に関税制に、し、内需の対では「対 国税 押はの庶 し手拡民 つを大減 けつを税 てけめ・ いずざ資 る 、し産

よ界 う。から大企業奉仕、 労働者 • 玉 民 11 \emptyset \mathcal{O} 日 本

県人事委員会に「 国に追随するな はがきを 0

いばっ日人 ボはがきに怒りや要求を記な」の声を県下すべての公四日に人事委員会と交渉を県人勧に向けて、教育三老県人勧にち県職員については 記分を行共した。 記入して、九月一〇日までに、支部へ届分会から人事委員会に集中するため、同を行います。「国に追随した賃金引き下げ者共闘(和教組・和高教・教育庁職組)は一〇月中旬に「県人事委員会勧告」が出は一〇月中旬に「県人事委員会勧告」が出 ・教育庁職組) 同封のジャン同封のジャンでは九月一か出されます。 同 げ

O